

# 野生動物の侵入防止対策

に取り組みましょう！！

## 事業の内容

### 1 事業実施主体

養鶏農家、養鶏を営む農事組合法人・団体・株式会社等

### 2 補助対象経費・施設等

#### (1) 補助対象経費

次の2つの条件を満たす経費とします。

①令和2年11月5日以降に野生動物侵入防止対策を行った経費

②家畜保健衛生所の家畜防疫員が必要と認める対策の経費

※補助対象となる経費は、令和2年11月5日から令和3年3月25日までの期間中に発生し、支払いが完了した経費とします。

#### (2) 補助対象となる施設

家きん舎

#### (3) 対策の例

	侵入場所の例	対策の例
1	家きん舎の開放箇所	網目が2cm以下のネットを設置する。
2	家きん舎の鶏卵コンベアの入口	シャッター機能付きバーコンベアを設置する。
3	家きん舎の配管等の引き込み口	配管の隙間に忌避剤入りのパテ等で塞ぐ。 防鼠ブラシを設置する。
4	家きん舎の扉、シャッター等の隙間 家きん舎の屋根、壁、網等の穴	防鼠ブラシを設置する。 ドア、シャッター、屋根、壁、網等を修繕する。

### 3 補助率・補助上限額

補助率：補助対象事業費の4分の3以内

ただし、1m<sup>2</sup>当たり又は1か所当たり20千円を上限とする。

補助上限額：300千円/農場

### 4 申請手続

#### (1) 交付申請書の受付期間

令和3年2月18日（木）から令和3年3月10日（水）まで

#### (2) 受付方法

事業実施主体の住所地を管轄する家畜保健衛生所に提出してください（裏面）。

農場が複数あり、管轄する家畜保健衛生所が複数となる場合は、事業実施主体の住所地と異なる家畜保健衛生所に申請書の写しを提出してください。

#### (3) 申請に必要な書類の入手方法

申請書類は、下記の県のホームページからダウンロードするか、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

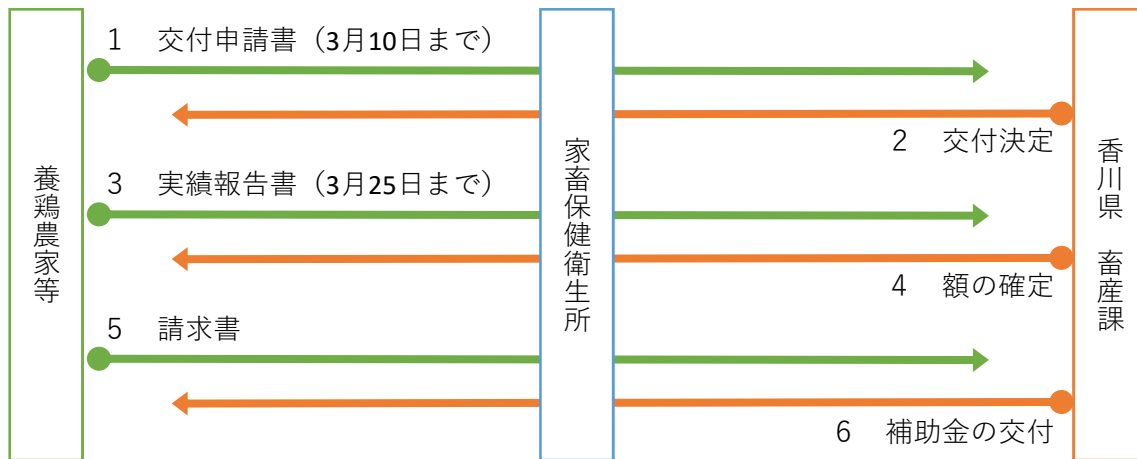
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/chikusan/densenbyo/influenza/wljdsq201105082457.html>

### 5 実績報告

令和3年3月25日（木）

※期限に間に合わない場合は、補助を受けられないことがあります。

## 6 申請の手続きの流れ



※上記の他、交付決定前着手、変更承認、事業遅延、概算払等に関する書類も家畜保健衛生所を経由して、提出すること。

## 7 交付申請時に必要な書類

補助金交付申請書（別紙様式第1号、別紙様式第1-1号）

野生動物侵入防止対策実施予定箇所の写真及び対策の概要

事業費積算及び事業費の根拠資料

①1者の見積書

※交付申請時点で、支払済みの経費については、見積書の写しと領収書の写し。見積書が徴取できない場合は、ホームページやカタログ、料金表等の価格の妥当性が判断できる書類を添付してください。

②物品を購入する場合は、その概要がわかるカタログ等

その他、申請の内容に応じて、追加の書類が必要な場合があります。

## 8 補助金額の計算例

【例】見積額300千円で、設置面積100 m<sup>2</sup>の防鳥ネットを家きん舎に設置する場合

(1) 見積額300千円×3/4＝225千円

(2) 設置面積100m<sup>2</sup>×20千円/m<sup>2</sup>＝2,000千円

(3) 補助上限額：300千円

→ (1) から (3) のうち、最も低い金額 (225千円) が補助金額となります。

## 9 交付申請書等受付場所

家畜保健衛生所名	郵便番号、住所、電話番号	担当地域
東部家畜保健衛生所	〒761-0701 木田郡三木町池戸3196 TEL 087-898-1121	高松市、さぬき市、東かがわ市、木田郡、香川郡
東部家畜保健衛生所小豆支所	〒761-4122 小豆郡土庄町大字上庄28-1 TEL 0879-62-0359	小豆郡
西部家畜保健衛生所	〒765-0022 善通寺市稲木町9-2 TEL 0877-62-0020	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
西部家畜保健衛生所西讃岐支所	〒769-1503 三豊市豊中町笠田竹田438-1 TEL 0875-62-6109	観音寺市、三豊市

※事業全体に関するお問い合わせは、香川県農政水産部畜産課（TEL 087-832-3426・3430）まで御連絡ください。